

## 第 256 回 役員 会議 事 要 録

1 日 時 平成 28 年 3 月 29 日 (火) 13 : 53 ~ 14 : 20

2 場 所 事務局第 3 会議室

### 3 議 事

(1) 平成 28 年度学内当初予算配分 (案) 及び平成 28 年度資金繰計画 (案) 等について  
理事 (財務担当) から, 資料 1-1-1 及び資料 1-1-2 に基づき, 学内予算配分基本方針に基づく平成 28 年度の学内当初予算配分 (案) における事項毎の経費配分, 並びに資料 1-2 に基づき, 平成 28 年度の資金繰計画 (案) 及び余裕資金の運用計画 (案) について説明があり, 審議の結果, 異議なく了承された。

(2) 平成 28 年度長期借入金認可申請 (案) 等について  
理事 (財務担当) から, 資料 2 に基づき, 平成 28 年度予定事業である大学病院の再整備事業「再開発 (中央診療棟) 設備」の事業費に係る財源としての長期借入金に係る認可申請 (案), 並びに国立大学法人法第 34 条により, 長期借入金を行う場合は償還計画を作成し, 文部科学大臣の認可を受ける必要があり, そのための本学における大学病院の再整備事業に伴う長期借入金及び国立学校特別会計時より承継した長期借入金に係る償還計画 (案) について説明があり, 審議の結果, 異議なく了承された。

(3) 平成 28 年度年度計画 (案) について  
理事 (総務担当) から, 資料 3 に基づき, 平成 28 年度年度計画 (案) について説明があり, 審議の結果, 異議なく了承された。

(4) 本学の新たな組織の設置及び原爆後障害医療研究所の共同利用・共同研究拠点認定に伴う学内規則の整備について  
理事 (総務担当) から, 資料 4-1 から資料 4-9 に基づき, 本学の新たな組織 (「原子力災害対策戦略本部」及び「海洋未来イノベーション機構」) の設置及び大学院歯歯薬学総合研究科の新たな専攻 (「災害・被ばく医療科学共同専攻 (修士課程)」) 及び「先進予防医学共同専攻 (博士課程)」) の設置並びに原爆後障害医療研究所における共同利用・共同研究拠点の認定に伴い, 国立大学法人長崎大学基本規則を含む関係する学内規則を整備することについて説明があり, 審議の結果, 異議なく了承された。

(5) 原子力災害対策戦略本部規則の制定について  
理事 (国際・附置研究所担当) から, 資料 5 に基づき, 8 月 26 日付けで国 (原子力規制庁) から指定された「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」を学内に設置する必要がある, 部局横断的な対応が求められることから, 学長直轄の新組織として「原子力災害対策戦略本部」を設置すること, 及び

同本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めた原子力災害対策戦略本部規則を制定することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(6) 長崎大学海洋未来イノベーション機構規則の制定について

理事（研究担当）から、資料6に基づき、海洋エネルギー開発及び海洋環境保全・回復並びに海洋生物資源の持続的利用を同時に可能とするための融合研究プラットフォームを構築し、研究成果を社会に還元することにより、長崎県更には我が国の海洋未来産業の発展に寄与するため、長崎大学海洋未来イノベーション機構を設置すること、及び同機構の組織及び運営に関し必要な事項を定めた長崎大学海洋未来イノベーション機構規則を制定することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(7) 長崎大学やってみゅーでスク規則の一部改正について

副学長（学生担当）から、資料7に基づき、新たな組織を設置し国立大学法人長崎大学基本規則を改正したことに伴う規則の整備、及び長崎大学地方創生推進本部キャリア支援センターの設置に伴い、やってみゅーでスクの業務及び組織を見直すため、所要の改正を行うことについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(8) 長崎大学国際教育リエゾン機構規則の一部改正について

理事（国際・附置研究所担当）から、資料8に基づき、新たな組織を設置し国立大学法人長崎大学基本規則を改正したことに伴う規程の整備、並びに熱帯医学・グローバルヘルス研究科の留学生等に対する支援を充実させる観点から、同研究科の教員を留学生指導主事に任命すること、及び留学生指導主事の職務内容等を踏まえ、規程の整合性を図るため所要の改正を行うことについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(9) 長崎大学における障害者差別解消等の推進に関する規則等の制定について

理事（教学担当）から、資料9-1から資料9-7に基づき、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障害者の雇用の促進等に関する法律の制定に伴い、本学の役職員が適切に対応するために必要な事項を定めた長崎大学における障害者差別解消等の推進に関する規則等を制定することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

なお、議長から、同規則第5条第2号の総括監督責任者については、教学担当理事をもって充てることの説明があった。

(10) 「長崎大学修学支援事業基金規程」及び「長崎大学修学支援事業基金運営委員会細則」の制定について

理事（教学担当）から、資料10に基づき、平成28年度税制改正により、国立大学法人が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄付について、税額控除と所得控除の選択制が導入されることに伴い、本学における修学支援事業基金について必要な事項を定めた長崎大学修学支援事業基金規程を制定すること、及び、基金

の管理運営を行う基金運営委員会の任務、組織及び運営等に関し必要な事項を定めた長崎大学修学支援事業基金運営委員会細則を制定することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(11) 特別支援学校の主幹教諭配置に係る長崎大学職員給与規程等の一部改正について  
理事（総務担当）から、資料 11 に基づき、教育学部附属特別支援学校に主幹教諭を置くことに伴い、主幹教諭に適用する本給表を追加すること等のため、長崎大学職員給与規程等の一部改正することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(12) 戦略年俸職員の達成度の決定について  
理事（総務担当）から、資料 12 に基づき、平成 28 年 4 月の年俸改定に伴い、平成 28 年 3 月 15 日開催の役員会で決定した平成 27 年度の達成度について、職員から部局長を通じて不服申立書の提出があり、再審議の結果、申立のとおり決定することが了承された。

(以上)